

倉敷市児島地区（東部）
家庭ごみ収集運搬業務

入札説明書

令和7年4月3日

倉敷市

1 目的

本入札は、倉敷市（以下、「本市」という。）が実施している家庭系一般廃棄物の収集・運搬業務のうち、令和8年度からの児島地区（東部）家庭ごみ収集運搬業務（以下、「本業務」という。）に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に基づく総合評価条件付一般競争入札を導入することにより、本業務を確実に履行できる業務受託者を選定し、良好な市民サービスを安定的かつ継続的に提供することを目的とする。

2 業務委託の概要

(1) 業務名

児島地区（東部）家庭ごみ収集運搬業務

(2) 委託期間

委託期間は、契約日から令和18年3月31日までとする。

そのうち、契約日から令和8年3月31日までを準備・研修期間とし、令和8年4月1日から令和18年3月31日までを施行期間とする。

(3) 業務内容等

ア 家庭ごみ収集運搬業務

(ア) 児島地区（東部）の粗大ごみを除く家庭ごみ（燃やせるごみ、資源ごみ、埋立ごみ、使用済乾電池、ペットボトル）をごみステーションから収集し、ごみ種ごとに市が指定する処理施設へ搬送する。

ただし、ごみステーションによっては、町内会等で資源ごみのうち金属類や新聞などを独自に資源回収している場合があるが、その場合は除く。

なお、具体的な業務方法は、仕様書・車両規格指示書・作業手順書・設計書・契約書等「(以下、「要求水準書等」という。）」に示す。

イ ごみ量等

(ア) 収集範囲

児島地区全体のうち琴浦地区、児島地区（以下のとおり）

児島唐琴町，児島唐琴1～4丁目
児島田の口，児島田の口1～7丁目
児島下の町，児島下の町1～10丁目
児島上の町，児島上の町1～4丁目
児島白尾，児島由加
児島稗田町，児島柳田町
児島小川町，児島小川1～10丁目

(イ) ごみステーション数 1,006箇所（令和6年4月）

(ウ) ごみステーション収集のごみ量(t)（令和元年度～令和5年度実績を基に推計）

| 燃やせるごみ | 資源ごみ | 埋立ごみ（廃乾電池含む） | 計 |
|--------|------|--------------|-------|
| 6,270 | 358 | 91 | 6,719 |

(4) 予定価格

1,564,553,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定により、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、入札価格の設定根拠等について説明を求めるなど必要な調査（以下、「低入札価格調査」という。）を実施する。

また、入札価格が契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断する価格基準（以下、「失格基準」という。）を設ける。

(5) 支払条件

契約金額を施行期間の120月で除した金額を月毎に、令和8年4月分から支払う。（ただし、当該金額に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を令和8年4月分に係る支払額に合算する。）

(6) 準備・研修

業務受託者は令和8年4月1日から確実に業務が遂行できるよう、施行期間の開始1ヶ月前までに業務受託者が企画提案した施行体制書に記載した「従事者」・「収集車両」・「事務所」・「駐車場」等を確保・整備すること。なお、収集車両及び駐車場等については、車両の改造、洗車設備改築等の履行確認のため、検査を実施する。

また、従事者に対する研修については、施行期間の開始1ヶ月前までに業務委託に係る研修計画書を本市に提出し、研修計画書に従って業務内容への習熟を図ること。なお、研修計画書は要求水準書等や企画提案書の中で本市が有効であると判断した内容に沿ったものとする。

3 入札参加地区数の制限

入札参加者の履行能力を超えた受託の防止及び受注機会の均等化等を図るため、業務受託者1者における本市家庭ごみ収集運搬業務受託地区数の上限を「3」とする。このため、既存の受託地区数（本年度に契約期間満了になる地区は除く。）を含んで、本業務落札後の受託地区数が「3」を超える者は入札参加できない。ただし、「既存の受託地区数」に倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業に基づいて随意契約している地区は含まない。

また、令和8年度からの家庭ごみ収集運搬業務の入札に同時に参加し、複数の業務で評価値が最も高い者となった場合は、開札順に落札者として決定することとし、現在受託中の業務を含めて3地区に達した後の案件については失格とし、次順位者を落札者として決定するものとする。

4 契約金額の調整

前述の「2(4)予定価格」における事務所人員については、現場責任者1名、事務員1名、臨時職員1名で算定している。このため、既に他地区の業務を受託している入札参加者が本業務を落札した場合、契約金額を受託している地区数に応じて、次に示す事務所人員となるよう人件費等の経費分を減額調整する。

| 受託地区数 | 事務所人員 |
|-------|----------------------|
| 1地区 | 現場責任者1名、事務員1名、臨時職員1名 |

| | |
|------|----------------------------|
| 2 地区 | 現場責任者 1 名，事務員 2 名，臨時職員 1 名 |
| 3 地区 | 現場責任者 1 名，事務員 3 名，臨時職員 1 名 |

※ 受託地区数にかかわらず，現場責任者を 1 名，臨時職員を 1 名とし，
受託地区数の増減に応じて，事務員を増減する。

なお，減額調整後，受託地区数に変更が発生し，上記の事務所人員になるよう増員する必要がある場合には契約金額を増額調整する。

5 スケジュール（予定）

| | |
|-------------------------|---|
| 4 月 3 日（木） | 入札公告 |
| 4 月 4 日（金）～4 月 1 8 日（金） | 入札説明書・落札者決定基準書・仕様書・車両規格指示書・作業手順書・契約書・様式・ごみステーション位置図などの参考資料（以下、「入札説明書等」という。）に関する質問受付 |
| 5 月 2 日（金） | 入札説明書等に関する質問に対する回答 |
| 5 月 7 日（水）～5 月 2 0 日（火） | 入札参加資格審査申請受付 |
| 6 月 3 日（火） | 入札参加資格審査結果通知 |
| 6 月 4 日（水）～6 月 1 7 日（火） | 企画提案書等・入札書受付 |
| 7 月 1 7 日（木） | ヒアリング |
| 8 月 1 5 日（金） | 開札 |
| 8 月 2 9 日（金） | 業務受託者決定 |

6 入札参加資格要件

（1）入札参加資格者

入札に参加できる者は，この入札に参加する資格があることの確認を受けた「特定共同企業体」（以下，「共同企業体」という。），又は中小企業等協同組合法（以下，「協同組合法」という。）第 3 条第 1 号に掲げる事業協同組合で，同法第 2 7 条の 2 第 1 項に基づく認可を行政庁から受けた「協同組合」とする。

（2）共同企業体，協同組合の共通要件

ア 共同企業体又は協同組合は，事務所を倉敷市内に置く者であること。

イ 共同企業体の構成員（以下，「構成員」という。），又は協同組合の組合員（以下，「組合員」という。）は，次のいずれかに該当する者であること。

（ア） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下，「法律」という。）第 7 条第 1 項の規定による一般廃棄物（ごみに限る。）の収集及び運搬に係る許可を本市から令和 3 年 4 月 1 日以降 継続して受けている者。

（イ） 法律第 7 条第 1 項の規定による一般廃棄物（し尿又は浄化槽汚泥に限る。）に係る収集及び運搬の許可を受けている者で，本市の一般廃棄物処理業等合理化事業計画

において、事業転換を図るための代替業務として提供された家庭ごみ収集運搬業務を単独又は協同組合等の組合員として受託した実績を有する者。

ウ 共同企業体又は協同組合は、入札参加資格審査申請時において、構成員又は組合員の直接雇用している従事者（廃棄物の収集又は運搬に従事する者）の総和が15名以上であること。

また、本業務及び別業務の入札に同時に参加する場合は、入札参加資格審査申請時において、31名以上であること。

エ 共同企業体又は協同組合は、入札参加資格審査申請時において、一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する塵芥収集車又はプレス式塵芥収集車を構成員又は組合員の総和、若しくは協同組合で8台以上、許可車両又は委託車両として本市に登録又は届出していること。

また、本業務及び別業務の入札に同時に参加する場合は、入札参加資格審査申請時において、17台以上であること。

オ 共同企業体又は協同組合は、施行期間の開始1ヶ月前までに受託業務区域の収集計画書を作成し、提出できる者であること。

カ 共同企業体又は協同組合は、次の条件を満たす者を現場責任者として配置できる者であること。

(ア) 入札参加資格審査申請時において、過去5年以内に次のいずれかの廃棄物の収集運搬に関する講習を修了していること、又は、施行期間の開始1ヶ月前までに受講予定であること。

- ・一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習・・・(一財)日本環境衛生センター
- ・産業廃棄物の収集運搬課程・・・・・・・・・・(公財)日本産業廃棄物処理振興センター
- ・特別管理産業廃棄物の収集運搬課程・・(公財)日本産業廃棄物処理振興センター

(イ) 本業務に専任できること。

(ウ) 入札参加資格審査申請時において、廃棄物の収集運搬業に5年以上従事した実績を有すること。

キ 構成員又は組合員は、令和2年度以降において、倉敷市、倉敷西部清掃施設組合、又は総社広域環境施設組合から一般廃棄物処理手数料の延滞にかかる督促を受けたことがない者であること。

ク 構成員又は組合員は、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること（民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

ケ 構成員又は組合員は、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること（会社更生法の規定による更正計画認可の決定を受けている者を除く。）。

コ 構成員又は組合員は、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

サ 次のいずれかに該当する場合は、構成員又は組合員として参加できない。

(ア) 法律第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当する者

- (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後5年を経過しない者及び当該者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (ウ) 国税、岡山県税又は本市税を滞納している者
- (エ) 本業務の入札公告日において、倉敷市、倉敷西部清掃施設組合、又は総社広域環境施設組合からの一般廃棄物処理手数料を滞納している者
- (オ) 倉敷市暴力団排除条例(平成23年倉敷市条例第45号)により、地方公共団体から暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者として行政処分を入札公告日から業務受託者の決定までの間において受けている者

(3) 共同企業体の個別要件

- ア 構成員は3者以上5者以内とし、任意かつ自主的に結成する者であること。
- イ 協同組合は共同企業体の構成員になることはできない。ただし、協同組合として法律第7条第1項の規定による一般廃棄物（ごみに限る。）の収集及び運搬に係る許可を本市から令和3年4月1日以降 継続して受けている者は除く。この場合に限り、組合員の法律第7条第1項の規定による一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可の有無は問わない。
- ウ 各構成員の出資割合は、次の各号に定めるところによること。
 - ・代表者の出資比率は、他の構成員の出資比率を下回らないこと。
 - ・3者の場合 代表者40%以上、他の構成員20%以上
 - ・4者の場合 代表者30%以上、他の構成員15%以上
 - ・5者の場合 代表者20%以上、他の構成員10%以上
- エ 構成員は、市内に本社又は本店を有する者であること。
- オ 構成員は、令和6年度に市内から収集した一般廃棄物を水島清掃工場、倉敷西部清掃施設組合清掃工場、又は総社広域環境施設組合吉備路クリーンセンター（以下、「本市の焼却処理施設」という。）へ搬入した量が合計で100t以上の者であること。

(4) 協同組合の個別要件

- ア 協同組合法第3条第1号に掲げる事業協同組合のうち同法第27条の2第1項に基づく認可を行政庁から受け、入札参加資格審査申請時において、4年以上経過している者であること。
- イ 本業務の入札参加資格申請時において、4名以上の組合員で組織している者であること。
- ウ 組合員は、市内に住所又は主たる事務所を有する者であること。
- エ 組合員は、令和6年度に市内から収集した一般廃棄物を本市の焼却処理施設へ搬入した量（本市からの委託業務分を含む。）が合計で100t以上の者であること。又は、協同組合として令和6年度に合計で400t以上の者であること。

(5) 入札の参加制限

- ア 構成員及び組合員は、本業務及び別業務の入札に参加する他の共同企業体の構成員又は他の協同組合の組合員になることはできない。
- イ 現に家庭ごみ収集運搬業務を受託している共同企業体の構成員は、本業務の入札に参

加する他の共同企業体の構成員になることはできない。

ウ 入札に参加しようとする構成員又は組合員の代表者が、本業務の入札に参加しようとする他の構成員又は組合員の代表者と同一人であるときは、そのうち1者のみが参加できるものとする。

エ 次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者のみが本業務の入札に参加できるものとする。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下、「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

(エ) 前各号と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

オ 本業務の入札において、前記ア、イ、ウに反することが判明したときは、その構成員又は組合員が属する共同企業体又は協同組合がした入札は、倉敷市財務規則第162条第8号に基づきそれぞれ無効とする。

カ 本業務の入札により業務受託者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、業務受託者となった共同企業体の構成員又は協同組合の組合員が、前記アからエに反することが判明したときは、契約を締結しないものとする。

7 入札説明書等の交付

入札説明書等（ごみステーション位置図等は除く。）は、本市資源循環推進課のホームページからダウンロードすること。

（<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/business/contract/1013065/1014310/1017103.html>）

交付期間：公告日から令和7年5月20日（火）まで

8 参考資料の閲覧

参考資料の閲覧を次の要領で実施する。

(1) 参考資料

- ア 収集日ごとの地区名
- イ ごみステーション位置図
- ウ ごみステーション台帳（見本）
- エ ごみステーションごとの資源ごみ収集品目
- オ 令和6年度収集運搬実績報告書（収集量、車数）

(2) 閲覧期間

公告日から令和7年5月20日（火）まで。ただし、日曜日、土曜日、及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(3) 閲覧時間及び場所

- ア 時間 午前9時から午後5時まで
ただし、正午から午後1時までの間を除く。
- イ 場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市環境局資源循環部資源循環推進課

(4) 閲覧方法

次のとおりに実施する。

ア 申込期間

公告日から令和7年5月14日（水）まで。ただし、日曜日、土曜日、及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

イ 申込方法

「参考資料等に関する誓約書」（様式1）、及び「閲覧用参考資料閲覧申込書」（様式2）に必要事項を記入の上、希望する閲覧日の4開庁日前までに、本市資源循環推進課へEメールによりファイルを添付し提出すること。また、Eメールにより提出した際、必ず着信を電話にて市に確認すること。

閲覧期間中の申込回数については回数制限を設けませんが、申込中の閲覧が終了した翌日以降に、次回閲覧の申込を行うこと。

なお、閲覧日当日に、必ず参考資料等に関する誓約書及び閲覧用参考資料閲覧申込書の原本を持参すること。

提出先：倉敷市環境局資源循環部資源循環推進課

Eメール：gwst@city.kurashiki.okayama.jp

9 質問受付

(1) 質問受付期間

公告日から令和7年4月18日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

ただし、日曜日、土曜日、及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 提出の方法

質問事項は、「入札説明書等に関する質問書」(様式3)に質問内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールによりファイルを添付し提出すること。これ以外(電話、口頭等)による質問は受け付けない。なお、Eメールにより提出した際、かならず着信を電話にて市に確認すること。

提出先：倉敷市環境局資源循環部資源循環推進課

Eメール：gwst@city.kurashiki.okayama.jp

(3) 質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する質問に対する回答を令和7年5月2日(金)に本市資源循環推進課ホームページにおいて公表する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないととも、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。また、本市が提示する回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

10 入札参加資格審査

(1) 申請書類・添付書類

本入札に参加を希望する者は、次に掲げる申請書類・添付書類等の書類(以下、「申請書類」という。)を提出し、本市の入札参加資格の審査を受けること。

なお、期限までに申請書類を提出しない者は本入札に参加することができない。

申請書類は、資源循環推進課ホームページからダウンロードすること。

資源循環推進課ホームページ アドレス
<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/business/contract/1013065/1014310/1017103.html>

申請書類は、A4フラットファイル(縦型、2穴)に綴じて提出すること。

なお、ファイルの背表紙及び表紙に、業務名、共同企業体名又は協同組合名を記入すること。

また、申請書類には、次の表の左端の番号を記入したインデックス(見出し)を右端(長辺)に貼付し、番号順に綴じること。

(凡例 ○→提出必要 △→該当する場合に提出必要)

| 番号 | | 共同 企業体 | 協同 組合 | 備考 |
|----|--------------------------|-----------|----------|---|
| 1 | 入札参加資格審査 申請書 (様式4) | ○ | ○ | |
| 2 | 共同企業体協定書 (様式5) | ○ | | 共同企業体の名称は、その構成員の商号の一部を用いることが望ましいが、できる限り簡潔なものとする。提出部数は、(構成員数+1)部確認後、原本(構成員数分)は返却します。 |

| | | | | |
|----|---|------------|--------------------------|--|
| 3 | 共同企業体委任状 (様式6) | ○ | | |
| 4 | 使用印鑑届 (様式7) | ○ | ○ | |
| 5 | 認可通知書の写し | | ○ | 協同組合法第27条の2第1項に基づき行政庁から受けた認可 |
| 6 | 登記簿謄本 | 構成員ごと ○ | ○ | 証明日は公告日以降とする。 |
| 7 | 決算関係書類の写し | | ○ | 協同組合法第105条の2に基づき行政庁へ提出した最新の決算関係書類の写し |
| 8 | 誓約書 (様式8) | ○ | ○ | |
| 9 | 営業概況書 (様式9) | 構成員ごと ○ | 協同組合 及び組合員 ごと○ | |
| 10 | 役員名簿 (様式10) | 構成員ごと ○ | 協同組合 及び 組合員ごと ○ | |
| 11 | 従業員名簿 (様式11) ※ 廃棄物の収集又は 運搬に従事する者 を除く。 | 構成員ごと ○ | 協同組合 及び 組合員ごと ○ | 「11 従業員名簿」及び「12 従事者名簿」に記載している者については、事業主との雇用関係がわかるものを添付のこと。 例：健康保険被保険者証（写）、 雇用保険被保険者資格取得等 確認通知書（写）など |
| 12 | 従事者名簿 (様式12) | 構成員ごと ○ | 協同組合 及び 組合員ごと ○ | |
| 13 | 保有車両一覧 (塵芥収集車又は プレス式塵芥収集車) (様式13) | 構成員ごと ○ | 協同組合 及び 組合員ごと ○ | 車両ごとに車検証を添付のこと。 必要があれば、「車両貸付承諾書」等 を添付して、使用権限を明瞭にすること。 |
| 14 | 配置予定の現場責任 者 (様式14) | ○ | ○ | 配置予定者が過去5年以内に廃棄物の収集運搬に関する講習を受講したことを証する書類（写し）を添付すること。 |
| 15 | 貸借対照表及び損益 計算書 | 構成員ごと ○ | 組合員ごと ○ | 直近2年分を提出すること。 |
| 16 | 納税証明書 | | | 賦課されているすべての税に未納が無い証明を提出すること。 証明日は公告日以降とする。 証明日時点で完納の確認ができない 手形等による納付は不可。また、電子 納税証明書（電子ファイル）による提 出は不可。 |
| | 国税 | 構成員ごと | 協同組合 及び | 証明書様式「未納の税額がないこと」 |

| | | | | |
|--|-----------------|------------|-------------------------|--|
| | | ○ | 組員ごと ○ | 用。 (法人はその3の3, 個人はその3の2) ※証明書の申請方法は国税庁のホームページ参照のこと。 |
| | 岡山県税 | 構成員ごと ○ | 協同組合 及び 組員ごと ○ | ※証明書の様式は「県徴収金の滞納がないこと」用 |
| | 倉敷市税 (法人) | 構成員ごと △ | 協同組合 及び 組員ごと △ | ※税証明書交付申請書により倉敷市役所本庁税制課又は各支所の窓口で申請してください。 |
| | 倉敷市税 (代表者個人) | 構成員ごと △ | 協同組合 及び 組員ごと △ | 法人の代表者又は個人事業主が倉敷市税を賦課されている場合に必要 ※税証明書交付申請書により倉敷市役所本庁税制課又は各支所の窓口で申請してください。 |

(2) 申請書類の受付

申請書類は、次のとおり受け付ける。なお、申請書類は持参又は郵送（書留郵便に限る。書留の種類は問わない。）すること。

ア 受付期間及び受付時間

令和7年5月7日（水）から同年5月20日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。

郵送の場合は、同年5月20日（火）午後5時15分までに必着とする。

イ 受付場所

本市資源循環推進課

(3) 入札参加資格審査結果通知書の郵送

入札参加資格の審査結果は共同企業体又は協同組合の代表者に対し、書面により通知する。なお、本入札の参加資格があると通知を受けた後であっても、開札日当日までにこの入札説明書「6 入札参加資格要件（2）共同企業体、協同組合の共通要件のサ各号」に該当した場合は、入札に参加できない。

また、参加資格を確認された入札参加者数等については公表しない。

(4) 入札を辞退する場合

入札参加資格があることを確認された者が入札を辞退する場合は、入札書類の提出日時までに「入札辞退届」（様式15）を本市資源循環推進課へ提出すること。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の本市の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

1.1 企画提案書・入札書関係書類の提出

(1) 企画提案書・入札書

本入札参加資格を有する者は、企画提案書と入札書を同時に提出すること。なお、提

出期限までに関係書類を提出しない者は、本入札に参加することができない。

また、企画提案に当たっては、次の様式を使用すること。

ア 企画提案書様式

(様式16) 企画提案書提出届 (基礎点部分)

(様式17) 企画提案書 (基礎点部分) 施行体制に関する事項

(様式18) 企画提案書提出届 (加点部分)

(様式19) 企画提案書 (加点部分) 市民サービスに関する事項

(様式20) 企画提案書 (加点部分) 業務遂行に関する事項

(様式21) 企画提案書 (加点部分) 環境・安全への配慮に関する事項

(様式22) 企画提案書 (加点部分) 研修に関する事項

(様式23) 企画提案書 (加点部分) 災害対応に関する事項

※ 企画提案書作成要領

企画提案書は、項目ごとの順番に記述の上、10部作成し、提出すること。また、企画提案書提出届(様式16, 様式18)に記名押印し綴ること。なお、企画提案書には、①基礎点部分、②加点部分ごとに頁数を最下段中央に挿入し、様式16～23には、様式番号を記入したインデックス(見出し)を右端(長辺)に貼付し、番号順に綴ること

また、加点部分の企画提案書(様式19)～(様式23)については、提案がある事項だけ提出すること。

イ 入札書(様式24) 1部

入札書は、厳重に封かんし、企画提案書とは別にして提出すること。

また、入札書封筒(角2封筒)には「入札書在中」と朱書きし、「業務名」及び「共同企業体名又は協同組合名」を必ず記載すること。また、裏面にも封印を押すこと。

(2) 履行義務

提出された企画提案の中で、評価対象となった事項は履行義務が生じることとなる。このことを認識した上で、企画提案書を作成すること。

(3) 企画提案書・入札書の受付

企画提案書・入札書は、次のとおり受け付ける。なお、申請書類は持参又は郵送(書留郵便に限る。書留の種類は問わない。)すること。

ア 受付期間及び受付時間

令和7年6月4日(水)から同年6月17日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。

郵送の場合は、同年6月17日(火)午後5時15分までに必着とする。

イ 受付場所

本市資源循環推進課

(4) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て

た金額)をもつて契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1.2 選定方法

選定方法は、「落札者決定基準」によるものとする。

ただし、企画提案点と価格点の合計(以下、「評価値」という。)が同一で2以上あるときは、当該者のくじ引きにより落札者を決定する。くじ引きを行う場合の手順等については事態発生時に、本市から当事者に連絡する。

1.3 学識経験者への意見聴取

本市が行う得点化審査に対して、学識経験者2名に意見聴取を行う。

なお、入札公告後、本業務の落札者決定までの間に、受託者選定に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が事務局及び学識経験者に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出することにより、入札参加者自体を有利に又は他の入札参加者を不利にするように働きかけることを禁じる。

1.4 ヒアリングの実施

事業提案においてヒアリングを実施する。

(1) ヒアリングの日程等

ヒアリングは、令和7年7月17日(木)に行う。時間や場所等詳細な事項については、本市からヒアリング参加者に通知する。

(2) ヒアリングの方法

ア ヒアリングは、1者当たり配置予定の現場責任者を含む3名以内の出席者で実施する。

出席者は、委員の質問に対し、適切に効率よく回答すること。

イ ヒアリングは、1者につき30分程度とする。

ウ ヒアリングには、提出済みの企画提案書以外の資料を使った説明は禁止する。

1.5 入札書の開札

開札は、入札参加者の代表企業の代表者又はその代理人の立会いの上、行うものとする。

なお、代理人が参加する場合は、委任状を当日持参すること。提出のない場合は、開札に立会うことができない。また、代表者又はその代理人が立会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて執行するものとする。

(1) 開札日時

令和7年8月15日(金)午前10時30分に行う。

代理人が出席する場合は、委任状(様式24)を徴するものとする。

(2) 開札場所

倉敷市役所2階 環境局応接室

(3) 入札回数

入札書に記載された入札価格に100分の110を乗じて得た額が本市の設定した予定価格を超えている場合は失格とし、その場で当該入札参加者に通知する。なお、全入札参加者の入札価格に100分の110を乗じて得た額が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2回目）は行わない。

(4) 開札の立会い

開札に立会う入札参加者の代表企業の代表者又はその代理人は、本入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(5) 低入札価格調査

地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定により、評価値が最も高かった者であっても、この入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるものと判断し、予定価格の制限の範囲の価格をもって入札をした他の者のうち評価値が最も高かった者を落札候補者と決定することがある。

なお、この決定に当たっては、入札価格の設定根拠等について説明を求めるなど、低入札価格調査を実施する。（低入札価格調査を実施する場合の方法は、別途指示する。）

ア 低入札価格調査基準価格

低入札価格調査を行う基準となる価格（以下、「調査基準価格」という。）は予定価格に100分の110を乗じた額に低入札価格調査基準率を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

$$\text{低入札価格調査基準率} = 0.86$$

イ 失格基準

入札価格に100分の110を乗じて得た額が、次の計算式により算定した額（千円未満切捨て）に100分の110を乗じて得た額（以下、「失格基準価格」という。）を下回るときは、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断して失格とする。

$$\text{予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額} \times \text{失格基準率}$$

$$\text{失格基準率} = 0.83$$

ウ 低入札価格調査の実施

評価値が最も高かった者の入札価格に100分の110を乗じて得た額が調査基準価格を下回ったとき（失格となった者を除く。）は、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて具体的に判断するため、当該入札者から入札価格の内訳書の提出を求め、内容について聞き取り調査を行うものとする。

なお、内訳書の提出期限は、本市が指定する。

エ 落札者の決定

低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、当該入札者を落札者として決定する。

16 結果の通知及び公表

- (1) 本市は、本市が行った得点化審査に対して、学識経験者の意見を聴取した上で、落札者を決定する。
- (2) 入札結果は、業務受託者決定後、共同企業体又は協同組合の代表者に対し、書面により通知するとともに公表する。電話等による審査の経緯及び結果についての問い合わせには応じない。

17 無効となる入札書類

入札書類が次に掲げる事項に該当する場合には無効となる。

- (1) 本入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に際して談合、不正行為等を行ったと認められる入札
- (3) 所定の日時又は場所に提出しない入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不明瞭な入札
- (6) 誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭な入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

18 失格となる入札参加者

入札参加者が次に掲げる事項に該当する場合には失格となることがある。

- (1) 企画提案書の提出関係書類を複数案提出した場合
- (2) ヒアリング時に入札参加者が欠席した場合
- (3) ヒアリング時に追加資料等を提出した場合
- (4) その他審査委員会が不適格と認める場合

19 契約の保証

- (1) 業務受託者は、この契約と同時に、次に掲げるいずれかの保証を付さなければならない。
 - ア 契約保証金の納付
 - イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - ウ この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する本市が確実と認める金融機関等の保証
 - エ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2) 前号の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上とする。
- (3) 第1号の規定により、業務受託者が同号イ又はウに掲げる保証を付したときは、当該

保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同号エに掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

20 その他の留意事項

- (1) 提出された企画提案書の著作権は提案者に属するが、提出された企画提案書は必要な範囲で複製することがある。
- (2) 企画提案書は、著作権者の同意があった場合に限り、倉敷市情報公開条例に基づき公開することができるものとする。
- (3) 本市は、提案者が入札参加資格審査結果通知後において、入札を辞退した場合、その後不利益な取扱いをしないことを保証する。
- (4) 提出された入札参加関係書類及び企画提案書は返却しない。
- (5) 審査の経緯及び結果についての異議申立ては受け付けない。
- (6) 入札参加者は、本入札説明書及び落札者決定基準書を熟知し、かつ遵守すること。
- (7) 本入札に関し、企画提案書の関係提出書類については、本市の指定する様式を使用すること。
- (8) 入札参加に際し、入札に係る費用は、全て入札参加者の負担とする。
- (9) 入札保証金は免除する。
- (10) 消費税及び地方消費税率は10%とするが、施行期間中に税率が変更となった場合は、それに従う。
- (11) 契約に定めのない事項が生じた場合は、必要に応じて協議する。

21 問合せ先

倉敷市環境局資源循環部資源循環推進課

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

電話番号：086-426-3375

FAX：086-421-0144

Eメール：gwst@city.kurashiki.okayama.jp